平成２１年（フ）第８２０３号
大阪市平野区長吉長原３丁目10番６号
債務者　仲谷かよ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７４２号
大阪市大正区小林東３丁目15番13号　ドエル大正303号
債務者　下川　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８２５号
大阪府門真市泉町７番18号
債務者　小川千穂子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８３９号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目４番７号
債務者　完山美佐江こと川口みさ子こと　金美佐江
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７１号
大阪市生野区勝山北１丁目21番３号　201
債務者　坂本善徳こと　尹　善徳
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１７号
大阪府門真市大池町23番13号
債務者　樋尻みさ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０４３号
大阪市北区長柄西１－１－34、住民票上の住所大阪市平野区瓜破１丁目２番15―209号
債務者　小山　亮
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５３号
大阪市城東区関目４丁目14番９―1106号
債務者　立石冨美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０３号
大阪府寝屋川市御幸西町25番32号
債務者　東　喜代子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０７号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目１番10号　日の出マンション305
債務者　西澤　郁夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１２号
大阪府吹田市千里丘中22番12号
債務者　森　一生
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１７号
大阪府東大阪市加納８丁目30番８号　淀江文化１階２
債務者　中瀬由紀恵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１２５号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ23―206号
債務者　田中みや子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３０号
大阪府豊中市蛍池西町２丁目５番28号
債務者　明石　太一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３３号
大阪府豊中市寺内２丁目12番17―307号
債務者　林　賢一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１３号
福岡県みやま市高田町徳島539番地１
債務者　末田　大創
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第３４８号
沖縄県浦添市西原４丁目８番３号
債務者　宮里　友子（旧姓前泊）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２９号
千葉県松戸市上本郷915番地の５カーサマツド102号
債務者　廣田　英行
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部